

福岡市南区ホームページバナー広告掲載のご案内

福岡市南区役所では、南区ホームページのトップページに有料でバナー広告を掲載する事業者を募集しています。広告掲載をご希望の方は、下記をご覧くださいお申し込みください。

○福岡市南区ホームページバナー広告募集の概要（令和7年度）

名 称	福岡市南区ホームページ URL : https://www.city.fukuoka.lg.jp/minami/index.html
内 容	福岡市南区ホームページへバナー広告を掲載します
広告掲載場所	日本語トップページ（下段固定）
広告掲載位置	15 枠（広告掲載位置については別紙参照） ※掲載位置は指定できません
広告掲載期間	令和7年4月1日午前9時 ～ 令和8年3月31日 ・原則として、この期間中の1カ月を単位とします ・新規掲出のタイミングは毎月1日とします ・掲載期間の末日は上記期間を超えないものとします
掲載料	（1）枠単位での掲載料とします。 （2）掲載料は、1カ月あたり2,500円（消費税込み）とします。 （3）長期にわたり掲載を希望する場合、金額は以下の通りとなります（いずれも消費税込み）。 3～5カ月：1カ月あたり2,200円×月数 6～11カ月：1カ月あたり2,000円×月数 12カ月：22,800円（1カ月あたり1,900円） （4）掲載料は、福岡市南区役所が発行する納付書により、バナー掲載希望日までにお支払いいただきます。 （5）お申し込み後に期間途中で掲載を取り止めた場合でも、掲載枠を確保しているため、当該期間末までの掲載料はいただき、支払い済みの掲載料については、返還いたしません。 （6）サーバメンテナンス等により、システムが停止する期間は、掲載期間に含むものといたします。
アクセス件数 または送信数	約12,634件／月 （令和6年4月～12月までの平均値であり、上記期間のアクセス件数を保証するものではありません。）
セールスポイント	・九州を代表する都市・福岡市の中で、人口が27万人超で2番目に多い区のホームページです。 ・スマートフォン・タブレット対応にもなっており、情報端末によってレイアウトが変わるため、広告の視認性は高くなっています。

	・各種行政手続きから子育て・健康・福祉に関することまで、区政に関する情報を網羅的に掲載しています。また、桧原桜や一人一花運動などの区の魅力も発信しており、幅広い世代からのアクセスが期待できます。
担当部署	南区総務部企画振興課

※ ホームページは、現在のレイアウト・デザインから一部変更される可能性があります（広告枠は除く）。

○広告の規格について

サイズ(横×縦)単位:ピクセル	140×60 ピクセル／1 枠
データ形式（拡張子）など	「G I F」または「J P G」
データ容量	1 バナーにつき 150KB 以内

- (1) 広告バナーファイルの作成に際しては、ウェブアクセシビリティにかかる JIS 規格（JIS X 8341-3:2016）の AA に準拠してください。特に、文字と背景のコントラスト比の確保やアニメーション GIF の使用（5 秒以内で停止）等にご注意ください。
- (2) バナー広告のリンク先から、区のリンク元ページにブラウザの「戻る」ボタンで戻れないような細工が施されているものは不可とします。
- (3) alt 属性は、alt 属性としての用途を著しく逸脱しないこと、画像の内容やリンク先を説明するものであること、会社名や施設名、店舗名などを表示することとします。また、バナー画像の中に含まれている文字を使う場合は、テキストの長さは全体として適切な長さにしてください。

○広告掲載について

広告掲載規制業種 または事業者	福岡市広告事業実施要綱及び同要領での規制業種または事業者に加え、下記の業種または事業者につきましては、掲載不可とします。 ①デジタルコンテンツ（オンラインゲーム、音楽情報サイト等） ②健康食品、化粧品、美容サービス ③自由診療行為（公的医療保険制度の適用外の診療） ④クレジット ⑤質屋・チケット等再販売業 ⑥通信販売 ⑦人材募集 ⑧その他、区役所及び本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者
広告掲載内容	福岡市広告事業実施要綱及び同要領並びに、福岡市ネット広告表現ガイドラインを遵守していること。各種法令に違反していないこと。 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。 また、福岡市南区役所が推奨等をするものではありません。 ※各種法令に違反していると誤解を招くおそれのある表現をしているものについては、修正を依頼することがあります。 ※キュレーションサイト、個人のブログ等は掲載不可とします。

○申し込みについて

申込対象者	・ 広告主であること ・ 福岡市広告事業実施要領第 10 に該当しないものであること ・ 市税を滞納していないものであること ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（以下、第三号において「暴力団」という。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）に該当しないものであること。 ・ 暴力団員が事業主または役員となっている事業者には該当しないものであること ・ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものに該当しないものであること
申込方法と必要書類	「広告掲載申込書」に必要事項を記入の上、下記へ郵送または持参して下さい。 1 枠の申し込みにつき 1 枚の申込書が必要です。 ① 広告掲載申込書 ② 商業登記簿謄本（現在事項証明書） ③ 税滞納・暴力団排除に係る調査同意書 ※市内に本店または支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの（提出日前 3 カ月以内に発行された原本）もあわせて提出してください。 なお、②および③については、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登録の有効期間内にこの申込期限日が含まれている者にあつては、提出を免除します。
申し込みの流れ	別紙「福岡市南区バナー広告掲載の流れ」のとおりです。 申し込み締め切りは、1 ヶ月前です。バナーデータ入稿期限は掲載開始日の 2 週間前です。
申し込み・問い合わせ先	南区総務部企画振興課 広報相談係 〒815-8501 福岡市南区塩原三丁目 25-1 Tel : 092-559-5017 / FAX : 092-559-5014 電子メール : kikaku.MWO@city.fukuoka.lg.jp